

平成 29 年（ワ）第 164 号、平成 30 年（ワ）第 55 号 損害賠償請求事件

原告 林 修 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面（107）

大熊町の状況等

令和 5 年 9 月 29 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中



被告訴訟代理人 弁護士	田 中 清	代
同	金 山 伸 宏	代
同	中 嶋 乃 扶 子	代
同	小 谷 健 太 郎	代
同	川 見 唯 史	代
被告訴訟復代理人 弁護士	岡 野 真 之	代
同	三 森 健 司	代
同	堀 尾 拓 未	代
同	金 川 素 大	代
		外



# 目次

<b>第1 本件事故前の大熊町の状況</b> .....	3
1 地理的状況 .....	3
2 本件事故前の人口推移・構成等 .....	4
3 本件事故前の産業構造等 .....	6
(1) 総論 .....	6
(2) 営農について .....	9
4 財政状況 .....	11
<b>第2 大熊町における地震・津波による被害について</b> .....	11
<b>第3 避難指示解除後、現在に至るまでの大熊町の状況</b> .....	12
1 政府による避難指示の状況 .....	12
2 除染作業の進捗状況・空間放射線量の推移 .....	14
3 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の設定及び避難指示解除 .....	18
4 特定帰還居住区域の新設 .....	19
5 帰宅状況等 .....	20
6 現在の大熊町の状況 .....	21
(1) 生活インフラ等 .....	21
(2) 営農の状況 .....	23
(3) 産業団地 .....	24
(4) その他の商業・交流施設 .....	25
(5) 町内の市民活動・交流の状況等 .....	27
<b>第4 結語</b> .....	30

## 第1 本件事故前の大熊町の状況

### 1 地理的状況

福島県双葉郡大熊町は、福島県浜通りに位置し、双葉郡に属する町である（【図1】）。本件原発の1号機から4号機の所在地であり、隣接する双葉町には5号機から6号機が存在する。北には浪江町と双葉町、西に田村市、南に川内村及び富岡町が隣接する（乙B第543号証・1～3頁）。東は太平洋、西は阿武隈山系をのぞむ、浜通り地方の中央に位置しており、合計8の大字（大川原、夫沢、小良浜、熊、熊川、小入野、下野上、野上）からなる自治体である。

主要な交通手段としては、JR常磐線にて東京駅、仙台駅、水戸駅等から乗り換えなしでアクセスできる。また、高速道路である常磐自動車道の大熊インターチェンジからアクセスができる。主要地方道は、福島県道35号いわき浪江線である。

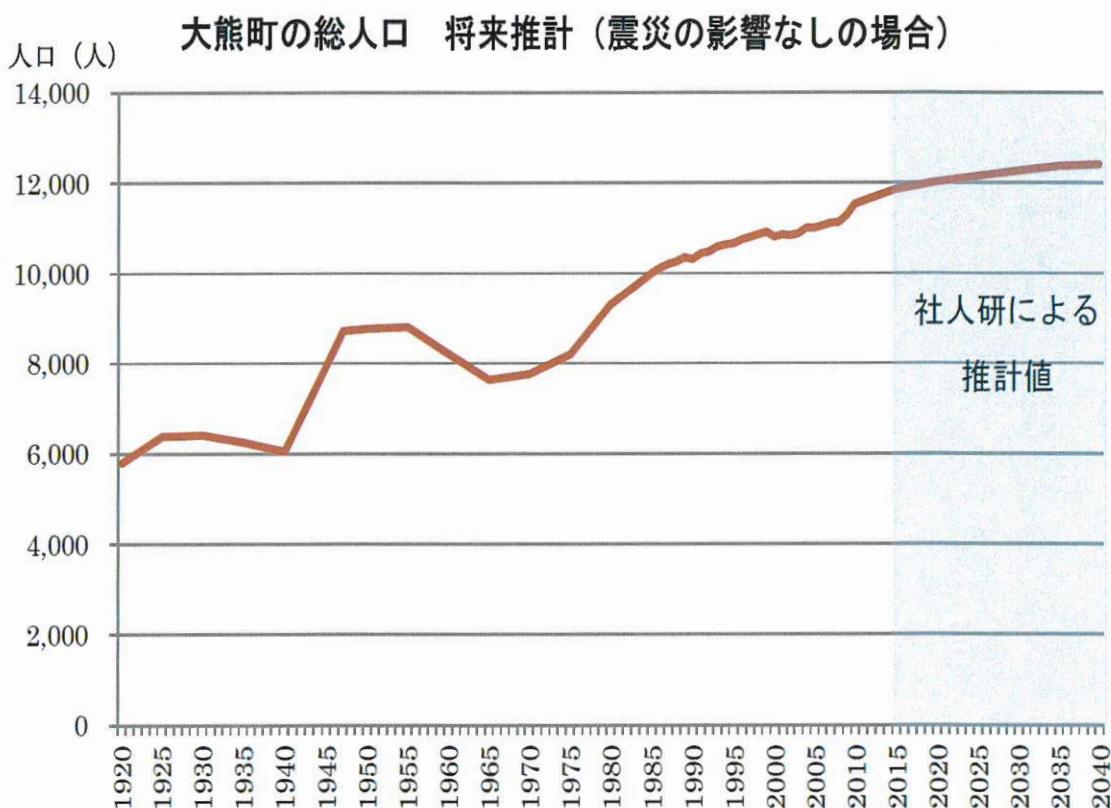


【図1】福島県内の地理的概況<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 出典：福島県HP（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010d/koho-chizu.html>）

## 2 本件事故前の人口推移・構成等

大熊町の人口は、昭和40（1965）年以降は増加傾向にあり、平成8（1996）年までの約30年の間に、7621人から1万0656人に急増した。平成23年3月11日（2010）の人口は1万1505人であった（【図2】乙B第541号証・2頁）。

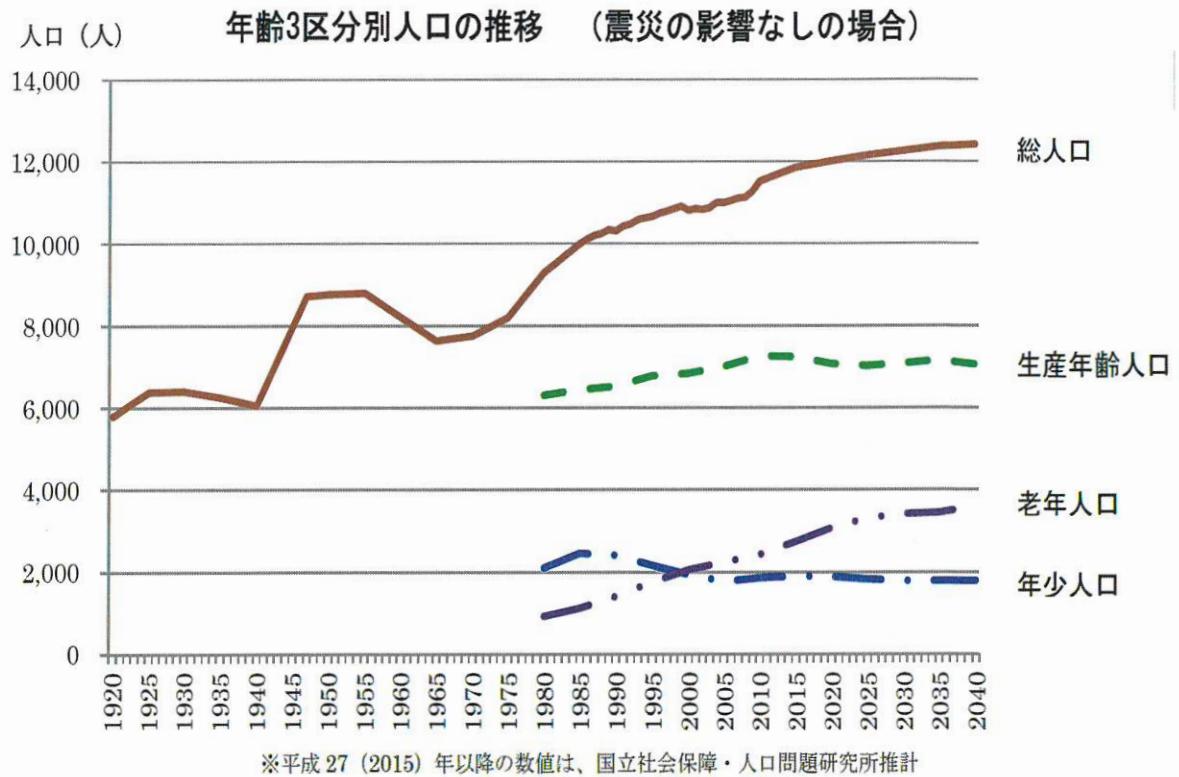


※平成27（2015）年以降の数値は、国立社会保障・人口問題研究所推計

【図2】大熊町の総人口

年齢を年少人口（0－14歳）、生産年齢人口（15－64歳）、老人人口（65歳以上）の3区分に分けて、人口の推移をみると、生産年齢人口については、概ね7000人前後で推移していた。これと同様に、年少人口は昭和55（1980）年以降、概ね2000人前後で推移していた。

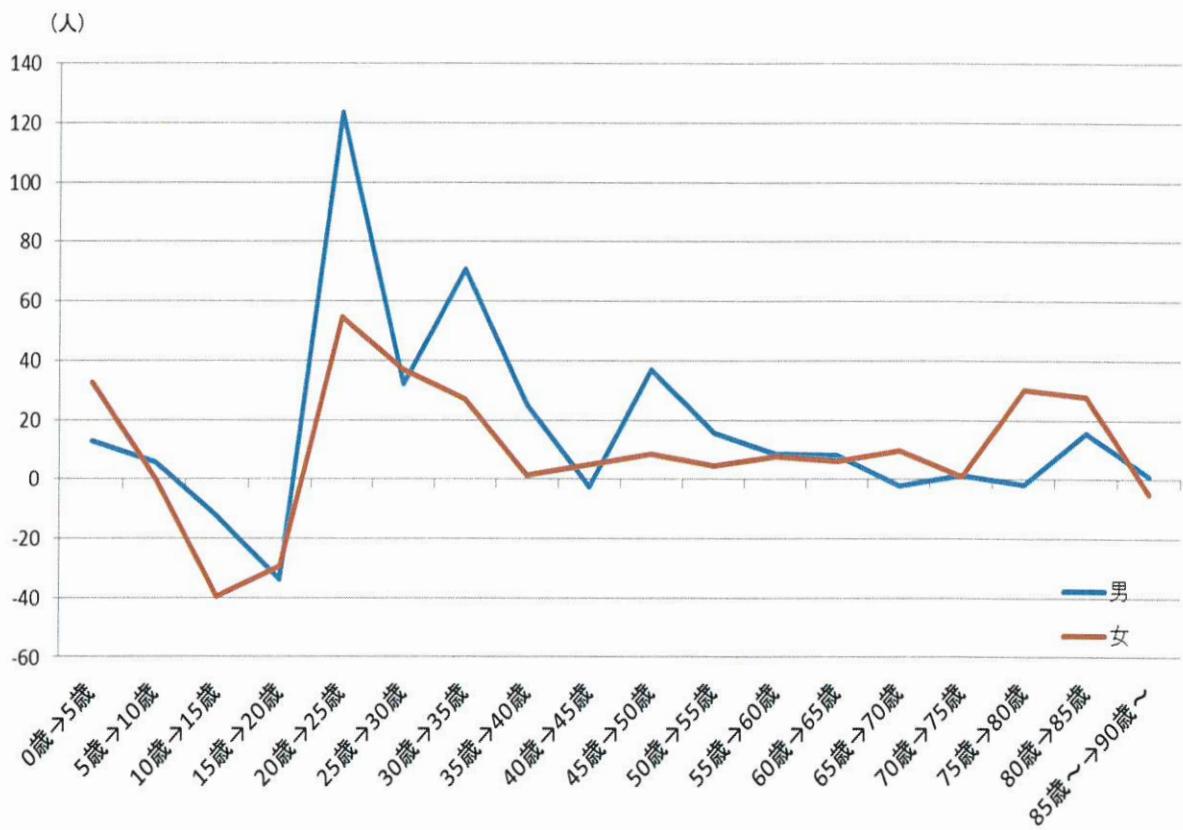
一方、老人人口は増加を続け、平成 12（2000）年頃に年少人口と老人人口が逆転した（【図3】乙B第541号証・3頁）。



【図3】年齢3区分別人口の推移

また、本件事故前の平成17（2005）年から平成22（2010）年の間ににおける大熊町の人口移動の特徴として、男女を問わず特に10代後半から20代前半の人口が少なく、進学に伴う町外への転出が多く見られた（【図4】乙B第541号証・6頁）。

### 2005年→2010年の年齢階層別人口移動



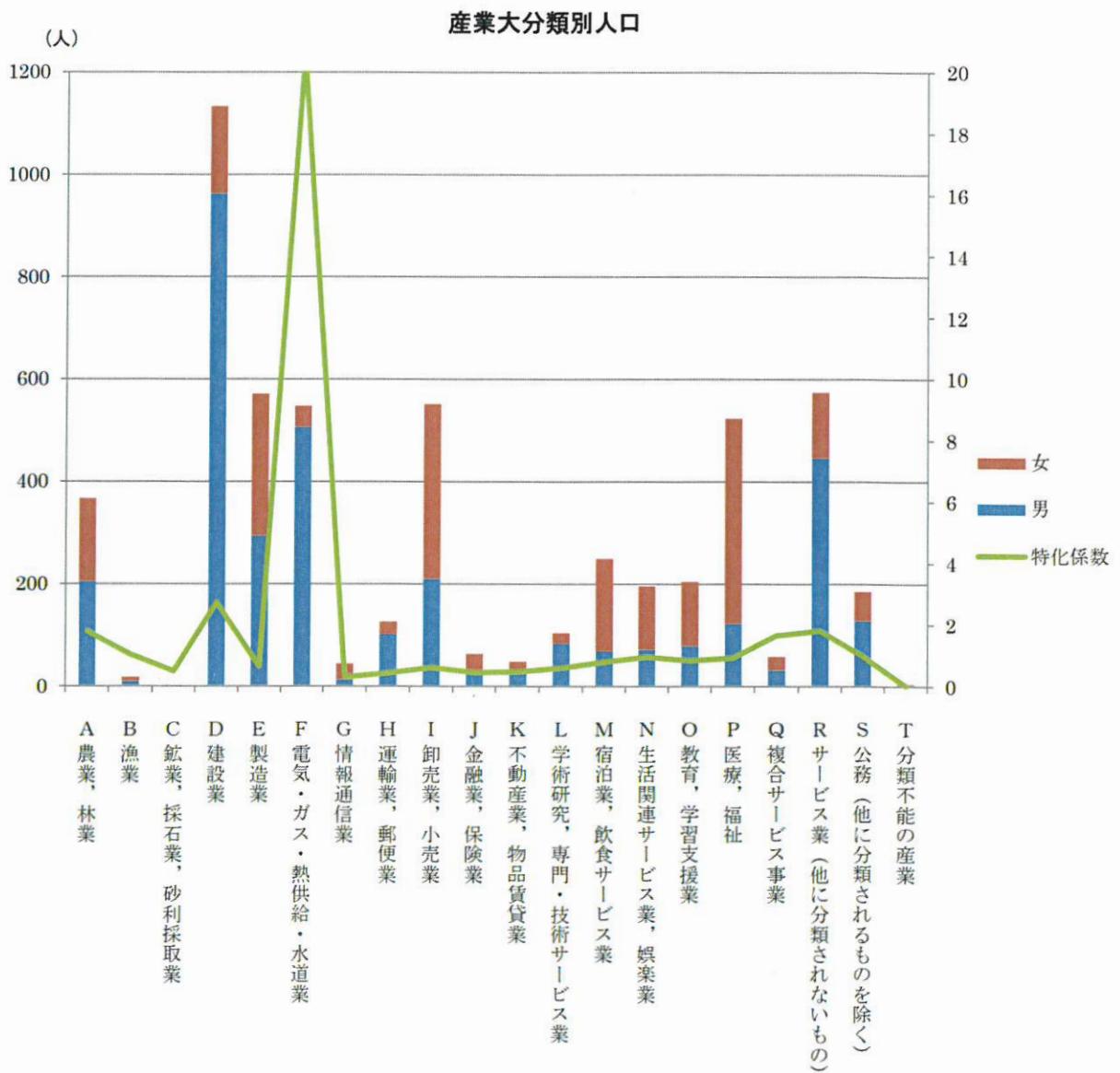
※各階層は5歳刻み（例：0歳→5歳=0～4歳→5～9歳）

【図4】2005年→2010年の年齢階層別人口移動

### 3 本件事故前の産業構造等

#### (1) 総論

大熊町の平成22年10月1日時点の男女別の産業大分類別人口を見ると、特化係数は電気・ガス・熱供給・水道業が圧倒的に高く、次いで建設業、農業・林業が高くなっている（【図5】乙B第541号証・7頁）。特化係数とは、域内のある産業の比率を全国の同産業の比率と比較したものであり、1を超えていると、当該産業が全国に比べて特化しているものと一般的に考えられる。すなわち、大熊町は、電力事業関係に大きく依存した経済構造となっていたものである。



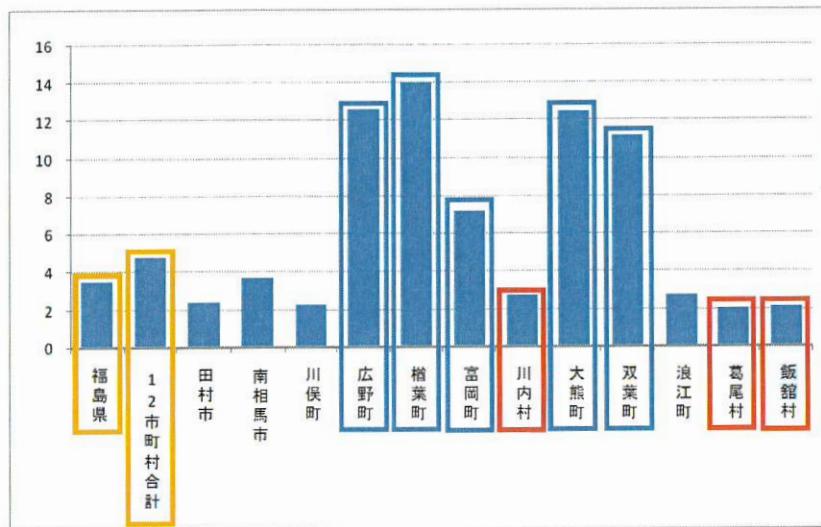
※平成 22 年国勢調査より作成

【図 5】産業大分類別人口

また、町民一人当たりの総生産及び町民所得は、いずれも福島県全体の平均を大きく上回り、かつ、12市町村の中でも3番目に高い部類に入るという状

況にあつた（【図6】<sup>2</sup>、【図7】<sup>3</sup>）。

（単位：百万円）



【図6】一人当たり総生産

	一人当たり 町村民所得(千円)	県を100とした 所得水準
福島県	2,501	100.0
12市町村合計	2,617	104.6
田村市	1,919	76.8
南相馬市	2,447	97.8
川俣町	1,879	75.2
広野町	4,230	169.1
楢葉町	4,229	169.1
富岡町	3,574	142.9
川内村	1,874	74.9
大熊町	4,406	176.2
双葉町	4,062	162.4
浪江町	2,427	97.1
葛尾村	1,588	63.5
飯館村	1,568	62.7

【図7】一人当たり市町村民所得

<sup>2</sup> 出典：乙B第245号証・8頁「（3）1人当たり総生産」

<sup>3</sup> 出典：乙B第245号証・9頁「（4）1人当たり市町村民所得」

このような本件事故前における大熊町の産業構造等の背景として、原子力発電所とその関連産業が大熊町を含む浜通り地域の最大の産業であり、大きな雇用の場となっていたという点が挙げられる。

## (2) 営農について

農業は、主要品目である米を中心として、野菜、果樹、畜産等を組み合わせた経営形態を成していた(乙B第562号証)。大熊町の農業産出額<sup>4</sup>を見ると、耕種合計や、そのうちの主要農産物である米だけをみても、以下のとおり本件事故前から漸次減少傾向にあったことが確認できる(【図8】<sup>5</sup>、【図9】<sup>6</sup>、乙B第562号証)。

(単位：千万円)



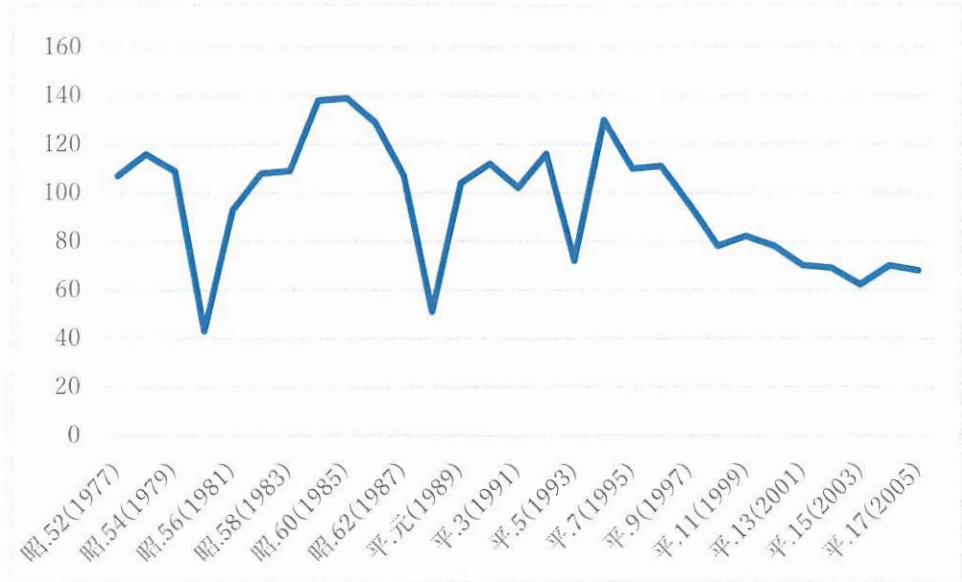
【図8】大熊町における生産農業産出額（全耕種）の推移

<sup>4</sup> 農林水産省「生産農業所得統計」上、農業産出額は「耕種」(米、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果実、花き、工芸農作物、種苗・苗木類・その他)、「畜産」(肉用牛、乳用牛、豚、鶏、その他畜産物)及び「加工農産物」に分類される。

<sup>5</sup> 乙B第562号証・農林水産省「生産農業所得統計」より作成。

<sup>6</sup> 乙B第562号証・農林水産省「生産農業所得統計」より作成。

(単位：千万円)



【図9】大熊町における生産農業産出額（米）の推移

大熊町の本件事故前（平成22年時点）の農業状況は、農業経営体数は495経営体で、このうち、販売のあった経営体数は458経営体であった。単一経営（主位部門が80%以上の経営体）の経営体は399経営体であり、そのうち86%にあたる343経営体が水稻を行っている。

経営耕地総面積は936ヘクタールであり、うち水田は767ヘクタール(81.9%)、畑は95ヘクタール(10.1%)、果樹園は74ヘクタール(7.9%)であった。

1経営体あたりの経営耕地面積は1.95ヘクタールであり、福島県全体の1.71ヘクタールをやや上回っている。

販売目的で栽培した作物の類別作付（栽培）経営体数は、434経営体で、このうち、稻は411経営体、豆類は91経営体、野菜類は63経営体である。

販売目的で栽培した果樹類の品目別栽培経営体数は60経営体であり、このうち、日本なしは38経営体、キウイフルーツは25経営体である。

耕作放棄面積は124ヘクタールである。

このように、大熊町の農業は主に稻作であったと評価できる。

本件事故前の農業については、農家数減少と担い手の高齢化が顕著であり、農業生産額も減少傾向にあったと評価されている（以上、乙B第531号証・5頁）。

#### 4 財政状況

大熊町における平成22年度の財政状況は、経常収支比率（財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示している。）が60.7%となっている（乙B第542号証・1頁）。経常収支比率が75～80%では「妥当」、80%以上となると、財政構造の「弾力性を失いつつある」と評価される（乙B第245号証・12頁）

また、平成22年度の財政力指数（地方公共団体の財政力の強弱を示す指標）は1.40となっている（乙B第542号証・1、4頁）。財政力指数は財政に余裕があるほど高くなり、1を上回ると財政に余裕があると考えられる。大熊町では、昭和50年度から1を超えており、税収の約50%は固定資産税の償却資産で、特に原子力発電所関連のものが大部分を占めていた（乙B第542号証・4頁）。なお、原子力発電所の1号機は昭和46年から運転を開始している。

以上のように、大熊町の財政状況は、原子力関連事業によって支えられたと評価できる。

#### 第2 大熊町における地震・津波による被害について

大熊町では、平成23年3月11日に、震度6強の地震を観測し、地震に伴う津波により沿岸部2キロメートルが浸水した。令和3年12月1日時点における被害状況を見ると、地震・津波による直接の死者は12名で、地震による

全壊は298棟、大規模半壊は711棟、半壊は1847棟、一部損壊は28棟である（乙B第543号証・4頁、乙B第551号証）。なお、令和2年7月1日時点の被害状況を表した資料を見ると、上述した「地震による全壊」とは別に、「津波による全壊家屋48棟」の被害が生じたことも明らかにされている（乙B第656号証・4頁）。

また、大熊町における平成23年3月29日時点の「農地の流出・冠水等の被害推定面積」は、田が63ヘクタール、畑が11ヘクタール（田畠の被害面積合計74平方メートルは耕地面積合計1200平方メートルの約6.2%）、であった（乙B第513号証・5頁）。大熊町における浸水域の面積は2平方キロメートル、浸水域にかかる人口は1127人、浸水域にかかる世帯は359世帯（乙B第513号証・6頁）、浸水範囲概況にかかる事業所数は218所、従業者数は5493人であった（乙B第513号証・7頁）。



### 第3 避難指示解除後、現在に至るまでの大熊町の状況

本件事故後の大熊町の詳細な復興状況については年表（乙B第556号証）を参照いただき、本書面においては重要な事実について以下で述べるものとする。

#### 1 政府による避難指示の状況

政府は、平成23年3月11日、原子力発電所から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難指示を出し、半径3キロメートルから10キロメートル圏

内を屋内退避指示区域として指定した（乙B第12号証）。これにより、大熊町の海岸沿いの一部分が避難指示区域、残りの地域から田村市寄りの一部分を除いた区域が屋内退避指示区域とされた。

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更した（乙B第13号証、乙B第14号証）。この時点において、大熊町の全域が、政府による避難指示区域とされた。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定し（乙B第16号証）、これにより大熊町の全域が警戒区域とされた。

その後、平成23年12月26日には、原子力災害対策本部により、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（乙B第23号証）が示され、警戒区域及び避難指示区域の見直しについて具体的な検討を開始する環境が整ったため、それ以降順次、警戒区域及び避難指示区域が、帰還困難区域（長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域）、居住制限区域（年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域）及び避難指示解除準備区域（年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域）に見直され、大熊町については、平成24年12月10日に避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直された（乙B第552号証）。

その後、平成31年4月10日に、避難指示解除準備区域及び復旧・復興の拠点として位置づけられる大川原地区<sup>7</sup>を含む居住制限区域について避難指示が解除された（乙B第514号証、乙B第515号証、乙B第553号証）。続

---

<sup>7</sup> 復興の拠点地として新しい役場庁舎、公営住宅、商業施設等が優先的に整備されている。詳しくは第3の6（4）に記載している。

いて、令和2年3月5日には、大野駅周辺の避難指示解除及び野上・下野上地区の一部立入規制緩和が行われた（乙B第555号証・7頁、乙B第563号証）。加えて、令和4年6月30日に、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域（後記3参照。以下、本書面において「復興拠点」と省略することがある。）の避難指示が解除された（乙B第514号証、乙B第515号証、乙B第554号証）。

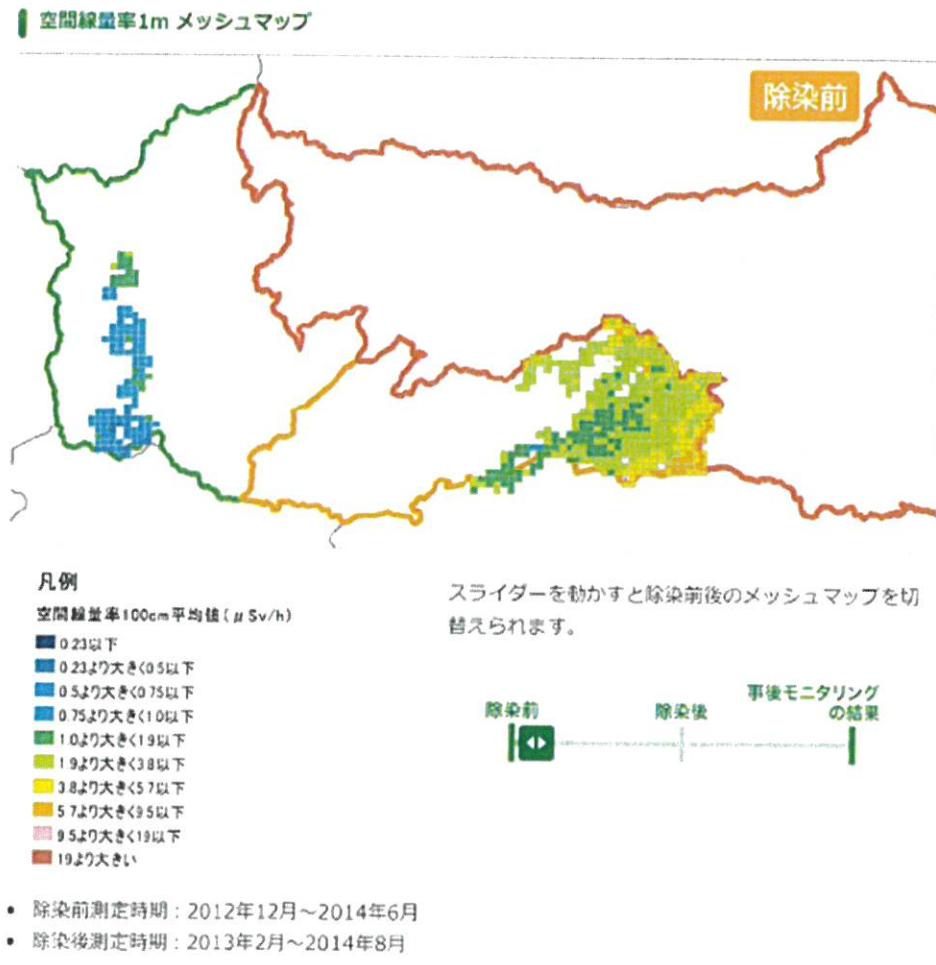
なお、平成23年12月26日に公表された原子力災害対策本部の考え方によれば、このような政府による避難指示の解除（避難指示解除準備区域の指定の解除）の要件は、「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する」とされている（乙B第112号証）。

## 2 除染作業の進捗状況・空間放射線量の推移

大熊町については、環境省が平成24年12月に策定した特別地域内除染実施計画に基づき本格除染が実施され、平成26年3月31日をもって、帰還困難区域を除き、宅地180件、農地170ヘクタール、森林160ヘクタール、道路31ヘクタールを含む全ての面的除染が完了している（乙B第546号証）。特に、復旧・復興の拠点として位置づけられる大川原地区においては、平成25年6月末に除染事業が完了している（乙B第518号証）。除染の前後を通じた空間線量の推移はメッッシュマップ（乙B第549号証）のとおりであり、大熊町では、かかる面的除染の実施により、事後モニタリング測定時期（平成30年6月～同年8月）には、多くの地点で毎時0.75マイクロシーベルトを下回る状況になっていることが確認できる（【図10】～【図12】）<sup>8</sup>、乙B第

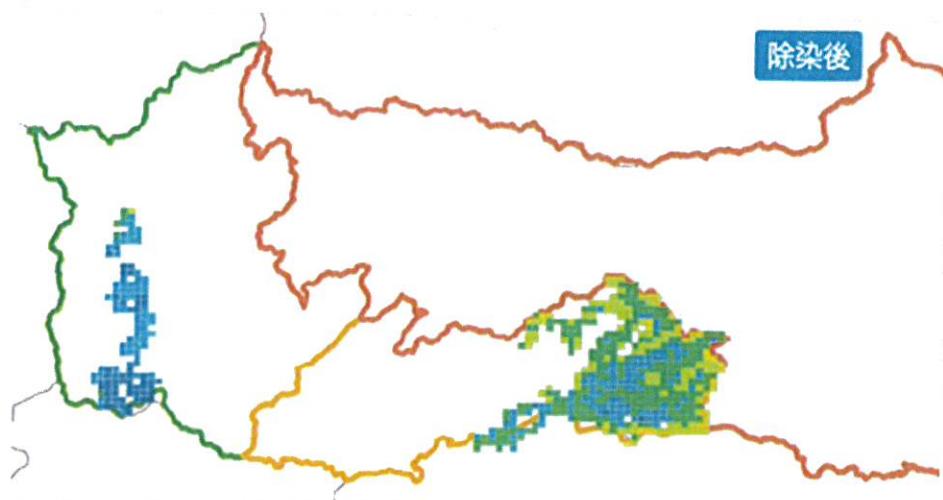
<sup>8</sup> 出典：環境省HP（<http://josen.env.go.jp/area/details/iitate.html>）。なお、これらのメッッシュマップについては、青色が濃いほど空間線量が低くなっている。

5 4 9 号証)。



【図10】メッシュマップ・除染前

空間線量率1m メッシュマップ



凡例

空間線量率100cm平均値 ( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ )

- 0.23以下
- 0.23より大きい0.5以下
- 0.5より大きい0.75以下
- 0.75より大きい1.0以下
- 1.0より大きい1.9以下
- 1.9より大きい3.8以下
- 3.8より大きい5.7以下
- 5.7より大きい9.5以下
- 9.5より大きい19以下
- 19より大きい

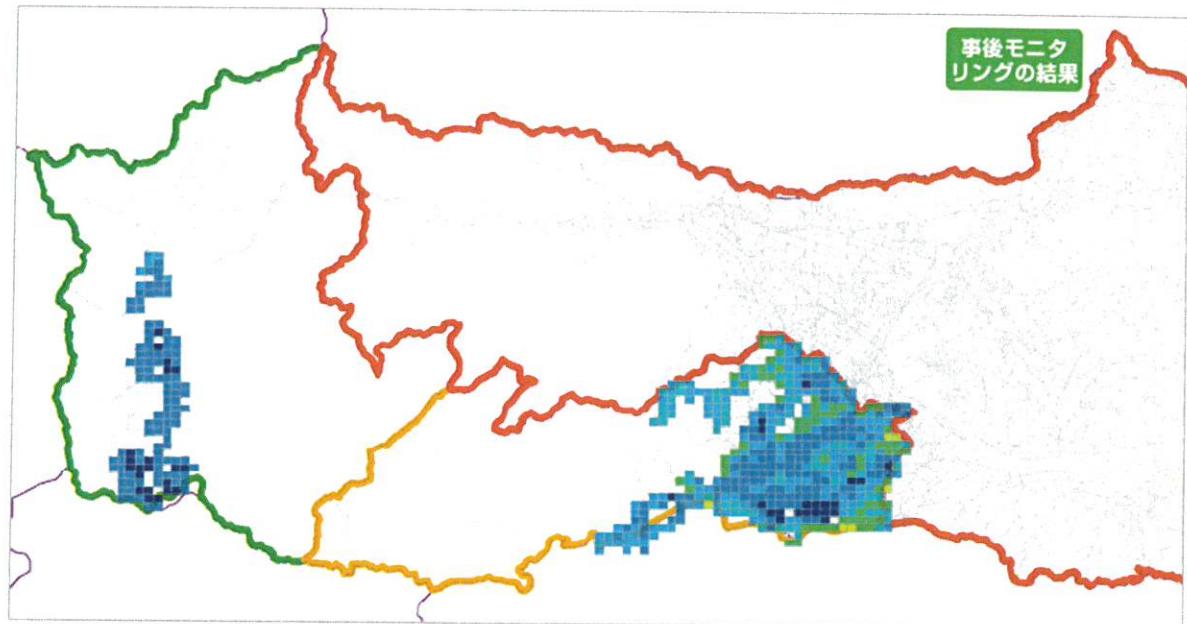
スライダーを動かすと除染前後のメッシュマップを切り替えられます。



- 除染前測定時期：2012年12月～2014年6月
- 除染後測定時期：2013年2月～2014年8月

【図1-1】メッシュマップ・除染後

### ■ 空間線量率1m メッシュマップ



#### 凡例

空間線量率100cm平均値(  $\mu$  Sv/h)

■ 0.23以下
■ 0.23より大きい0.5以下
■ 0.5より大きい0.75以下
■ 0.75より大きい1.0以下
■ 1.0より大きい1.9以下
■ 1.9より大きい3.8以下
■ 3.8より大きい5.7以下
■ 5.7より大きい9.5以下
■ 9.5より大きい19以下
■ 19より大きい

- 除染前測定時期：2012年12月～2014年6月
- 除染後測定時期：2013年2月～2014年8月
- 事後モニタリング測定時期：2018年6月～2018年8月

【図12】メッシュマップ・事後モニタリング時

加えて、後述のように、大熊町では、帰宅困難区域のうち特定復興再生拠点区域（後記3参照）において除染作業が進められたところ、令和4年度の特定復興再生拠点区域の約3万7000カ所において地上高1メートルの空間放射

線量率は、概ね毎時3.8マイクロシーベルトを下回る状況になっている。毎時3.8マイクロシーベルトは、居住のための解除の要件である年間積算線量20ミリシーベルトを安全側の仮定に立って1時間あたりの空間放射線量率に換算した目安の値である。特に生活の中心となる宅地における線量については平均毎時0.63マイクロシーベルトとなっており、「日常的に生活しても放射線被ばくのリスクは十分に低くなっている」と評価されている（乙B第519号証）。

### 3 帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の設定及び避難指示解除

大熊町は、町内で帰還困難区域として指定されている地区のうち、大野駅の周辺当地区である大熊町下野上、夫沢、小入野、熊、野上の各一部の区域について、平成29年11月10日付けで福島復興再生特別措置法第17条の2に基づき「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受け、避難指示解除を目指すとともに、帰還困難区域の一部に「特定復興再生拠点区域」（避難指示を解除して居住を可能にし、復興再生の拠点とされた区域）を設けた（乙B第516号証、乙B第517号証）。

具体的には、平成34年（令和4年）3月までの当該区域全域の避難指示解除を目指して、生活・社会インフラの復旧・復興及び住環境の整備、企業・研究機関等の誘致及び地元企業の再開、町民のコミュニティ創生及び町外流入者との交流促進、水稻・花卉等の実証栽培及び営農再開に向けた取り組み等を行った（乙B第517号証・3頁）。

この結果、上記1のとおり、大熊町においては、平成31年4月10日に、避難指示解除準備区域及び居住制限区域について避難指示が解除され、令和3年11月30日に特定復興再生拠点の立入規制緩和、同年12月3日からは特

定復興再生拠点の準備宿泊<sup>9</sup>が開始され（乙B第556号証）、令和4年6月30日に、帰宅困難区域のうち特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。これによって、大熊町に残る帰還困難区域の面積は大熊町全体の51%となり（乙B第564号証）、大熊町のおよそ半分は避難指示の解除がなされたことになる。

#### 4 特定帰還居住区域の新設

政府は、令和5年2月7日、帰還困難区域のうち、特定復興再生拠点区域（上記3参照）以外の区域について、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度の新設を盛り込んだ福島復興再生特別措置法の改正案を閣議決定した（乙B第544号証、乙B第545号証）。当該改正法案は令和5年5月12日に衆議院で、さらに、同年6月2日に参議院でそれぞれ可決され、同年6月9日に公布されている（乙B第565号証）。

また、政府は、帰還困難区域のうち、大熊町の下野上1区、双葉町の下長塚行政区と三字行政区のそれぞれ一部地域を、新設される「特定帰還居住区域」に指定することを想定している。対象地区は住民の帰還意向の強さ、放射線量の低さなどを基に両町（大熊町及び双葉町）が要望したものであり、政府と共に実施している住民の帰還意向調査で、帰還希望者が多い地区が対象となっている。これらの地域については、大熊町及び双葉町が、住民が帰還を希望する場所と結ぶ道路など、除染やインフラ整備を進める範囲を決め、国費で実施する仕組みになる見通しであり、令和5年度に先行除染が開始される予定である（乙B第544号証、乙B第545号証、乙B第557号証、乙B第564号証）。

---

<sup>9</sup> 準備宿泊とは、避難指示が解除された場合にふるさとでの生活を円滑に再開するための準備作業を行ってもらうため、本来、避難指示区域内では禁止されている自宅等での宿泊を、希望する住民の方々について、登録手続を行ってもらった上で特例的に可能にするもののこと。

さらに、政府は、令和5年8月15日、「特定帰還居住区域」の避難指示を解除する要件を決定した。具体的には、帰還困難区域で先行して避難指示解除を進めてきた特定復興再生拠点区域と同様に、「①空間線量率で推定された年間積算線量20ミリシーベルト以下になることが確実であること」、「②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること」、「③県、市町村、住民との十分な協議」が充たされる場合に避難指示を解除することと定められている（乙B第566号証・3頁）。

そのほかにも、西村経済産業大臣は、「できるだけ早期の帰還を実現するため、取り組みを加速する」との談話を公表した。実際にも、「特定帰還居住区域」においては、特定復興再生拠点区域の避難指示解除前に実施してきた準備宿泊は必須とせず、市町村が実施の可否を判断できることとされ、「特定帰還居住区域」に設定されていない区域でも住宅の前に設置されたバリケードを撤去するなど物理的な防護措置を取らないことも可能となる（乙B第567号証）。

## 5 帰宅状況等

大熊町は、平成23年3月11日時点で、人口は1万1505人、世帯は4235世帯であった。一方で、令和5年7月31日時点では、人口は1万0006人、世帯数は3993世帯である（乙B第520号証）。大熊町に住民登録がある者は、令和5年8月1日時点で、人口は1万0005人（県内避難者数7743人、県外避難者数2262人）、世帯数は4867世帯（県内避難世帯数3704世帯、県外避難世帯数1163世帯）とされ、町内居住者数は575人、456世帯、住民登録がない居住者を含めた推計人数である町内居住推計人口は1092人とされている（乙B第522号証）。福島県外の主な避難先是、茨城県444人、埼玉県349人、千葉県236人、東京都228人であり、比較的利便性の高い関東が主である（乙B第522号証）。

また、本件事故後の大熊町の18歳未満の避難者数は、平成24年4月1日において1896人（県内避難者数1285人、県外避難者数611人）であったが、令和5年4月1日時点においては408人（県内避難者数45人、県外避難者数363人）となっている（乙B第558号証、乙B第79号証の1）。

国が、震災時に帰宅困難区域に土地・建物を所有していた者及びその親族を対象として、令和4年8月から9月に行った帰還意向調査によれば、全597世帯の内340世帯から返事があり、143世帯が「帰還希望あり」、120世帯が「帰還希望なし」、77世帯が「保留」との回答であった（乙B第521号証）。

令和3年度の住民意向調査（大熊町）によれば、「大熊町に帰町を判断するために必要なこと」は「病院、道路、公共交通などの社会基盤（インフラ）の復旧時期の目途」が67.0%と最も高く（乙B第523号証・17頁）、「大熊町内の今後の生活において必要だと感じていること」は「医療機関（診療科）の充実」が81.8%で最も高く（乙B第523号証・13頁）、「大熊町に帰町した場合に必要なサービス」は、「公共交通サービス」が44.8%で最も高い（乙B第523号証・15頁）。一方で、「大熊町に戻らないと決めている理由」は「すでに生活基盤ができているから」が60.7%で最も高く、次いで「避難先の方が、生活利便性が高いから」が42.0%となっている（乙B第523号証・24頁）。

## 6 現在の大熊町の状況

### （1）生活インフラ等

大熊町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域の解除に先立つ平成31年3月31日、常磐自動車道大熊インターチェンジが供用開始された（乙B第524号証）。また、令和元年7月1日から、通院支援送迎車の利用が可能になり、自ら車を運転できない者でもいわき市ないし南相馬市などの医療機関を利用できるようになった（乙B第525号証）。なお、南相馬市の医療機関の体制につ

いては、同年9月5日からは、県道35号線の浪江～大熊間が自由通行化された（乙B第529号証）。加えて、現在は大熊町から富岡駅周辺を生活循環バスが年中無休で運行しており、運賃無料で誰でも利用できる。同バスは、復興の拠点である大川原をはじめ、役場、駅、保健センター、ショッピングセンター及び銀行等の生活に必要な施設の存在するルートを循環している（乙B第526号証）。JR常磐線も令和2年3月に富岡一浪江駅間が運行を再開したことで全線が繋がり、現在は仙台駅から2時間半程度、東京駅から3時間半程度で大川原地区復興拠点へのアクセスが可能となっている（乙B第527号証、乙B第528号証・1頁）。なお、大熊町は、2050年のゼロカーボン実現を目指すなど交通網整備に意欲的であり、共助タクシー、シェアサイクル、カーシェア、自動運転技術を導入した一人乗りカート・小型バス等の導入を予定している（乙B第528号証・2頁、4頁）。

医療機関に関しては、令和3年2月2日に大川原に町診療所が開設された。同診療所は、復興拠点である大川原の大熊町役場近くに開設されており、県道35号線及び常磐道からアクセスが可能である。また、開設当初は医師は1名体制で診察にあたっていたが、令和4年4月21日からは医師が2名体制となって診察を行っている（乙B第530号証）。

加えて、福祉施設として、認知症高齢者グループホームであるおおくまもみの木苑、会議室とラニングマシーンやマッサージ機等が設置された多目的室を有する住民福祉センター、託児室が併設された福祉事業者事務所が令和2年4月に大川原地区で開所した（乙B第559号証・4～6頁）。



町診療所の外観



受付・待合室



診療室

## (2) 営農の状況

本件事故前（平成22年時点）では、福島県農業産出額は2330億円であったところ、本件事故の翌年（平成24年）には福島県農業産出額は1851億円まで減少した。しかし、平成30年時点では2113億円まで回復している。また、主要産業である稻作収穫量については、本件事故前の福島県の全国シェアは5.26%であったのが、本件事故の翌年には4.21%まで低下したが、令和2年度には4.73%まで回復している（以上、乙B第531号証・5頁）。

このように福島県全体でも農業が回復しつつある中で、大熊町は令和3年7月に大熊町営農再開ビジョンの骨子を発表し、翌令和4年3月には大熊町営農再開ビジョンを発表し、今後10年で「環境循環型営農スタイル」を目指すことを基本方針とした（乙B第531号証・14頁）。

営農再開の先行モデル地区である大川原地区では平成30年から実証栽培がおこなわれ、令和元年10月には避難指示解除後初となる稻刈りが行われた（乙B第531号証・33頁、乙B第547号証）。また、令和4年には熊地区（特定復興再生拠点区域）と中屋敷地区（旧避難指示解除準備区域）で水稻の試験栽培がおこなわれたが、収穫された玄米から検出されたセシウムは基準値を大きく下回り十分な安全性を確認できたため、令和5年度から福島県と協力の上で実証栽培が実施される見込みである（乙B第532号証、乙B第560号証）。加えて、令和元年8月には、大熊町が復興のシンボルとして期待を込めているいちごの出荷も始まり、福島県内のスーパーをはじめとして全国的に流通されている（乙B第548号証）。また、タマネギ、かんしょ、アスパラガス、キウイ、ホンシメジ、大豆・麦等の栽培も再開されている（乙B第531号証・7頁）。

2019/10/11 05:00



原発事故の避難指示解除からちょうど半年を迎えた大川原地区で稲刈りが行われた（10日、大熊町で）



出荷前の大熊産イチゴを選果する従業員

### （3）産業団地

大熊町は、本件事故後、福島イノベーション・ココスト構想に基づく復興事業の一環として、大熊中央産業拠点及び大熊西工業団地を整備した。前者は令和4年度から、後者は令和5年度から一部供用が開始される（乙B第533号証）。

当該産業拠点では、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金、福島復興再生特別措置法による課税の特例、ふくしま産業復興投資促進特区（税制上の特例）、福島県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（電気料金の補助）、等の優遇制度が適用される（乙B第561号証）。

大熊中央産業拠点では、例えば、令和3年1月19日にコンテナ型データセンターを整備し、データセンターの運用、付帯するハードウェアやソフトウェアの販売・貸付等を行う、ピクセルハイ合同会社と基本協定を締結しており、同社は令和6年夏頃に操業を開始する予定である。また同月23日には、農業と食をテーマにした複合施設「Fun Eat Makers in Oku

ma」を開設し、ミニトマトやリーフレタスの栽培、レストラン、物産・地域交流スペース等の事業を行う、株式会社コネクトアラウンドと基本協定を締結しており、同社は令和6年7月頃に操業を開始する予定である（乙B第534号証）。

大熊西工業団地では、例えば、令和4年10月25日に、トヨタの関連会社であり、カーボンニュートラルの観点から、植物を原料としたバイオエタノールの生産研究設備を建設し、その副生成物であるCO<sub>2</sub>の活用方法も含めた低炭素化技術の研究を行う、次世代グリーンCO<sub>2</sub>燃料技術研究組合と基本協定を締結しており、同組合は令和6年10月に竣工する予定である（乙B第535号証）。



協定を結んだ吉田弘明社長（左）と吉田町長



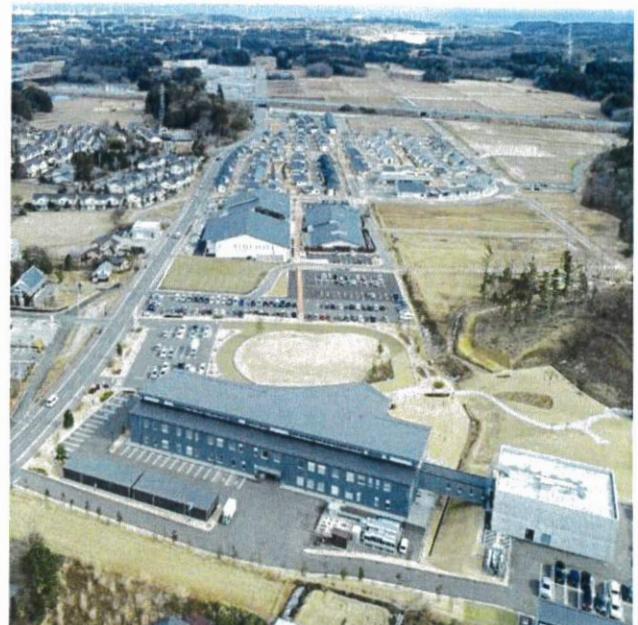
コネクトアラウンドが整備する複合施設のイメージ

#### （4）その他の商業・交流施設

復興拠点である大川原地区では、インフラ等の基盤整備と併せ、新しい大熊町役場新庁舎、公営住宅、医療・福祉施設、交流・商業施設等がまとまって整備されている（乙B第657号証）。

平成31年に大熊町役場新庁舎が開設したことを皮切りに、公営住宅、交流ゾーン、頭森公園、教育施設等が次々と竣工・整備されている（乙B第536号証）。例えば、教育施設「学び舎ゆめの森」では令和5年4月10日に「はじまりの式」が行われている。「はじまりの式」には、園児8人及び児童生徒18人が出席したほか、保護者・来賓・町関係者のほか地域の方々も参加して、約

160人が子供たちの晴れ姿と庁内での学びの再開を祝った。また、公営住宅132戸はほぼ満室で、教育施設「学び舎ゆめの森」の完成に先立って8棟の子育て支援住宅も整備された（以上につき、乙B第573号証、乙B第580号証、乙B第581号証、乙B第658号証）。



大川原地区復興拠点  
(手前に町役場庁舎、奥に災害公営住宅)

また、令和3年4月5日には、食料品、日用品、家電製品、美容室、コインランドリー、飲食店や喫茶店等を内包する商業施設がオープンした（乙B第537号証）。

加えて、交流施設としては、宿泊温浴施設、多目的ホール、音楽スタジオ、運動スタジオ、クッキングスタジオ、会議室、図書コーナー、キッズルーム等が令和3年10月にオープンしている（乙B第538号証）。

さらに、令和4年4月11日には、大熊郵便局が大川原に移転して営業を再開し、郵便窓口、貯金・保険窓口及びATMが稼働している（乙B第579号証）。

同じく復興拠点である下野上地区（特定帰還居住区域ではなく特定復興再生拠点区域として令和4年6月30日に避難指示を解除された地区。JR常磐線大野駅周辺。）においても、産業交流施設、商業施設、広場等を整備する計画が進められている（乙B第568号証）。

具体的には、令和6年12月に産業交流施設を整備する予定であり（乙B第569号証）、大野小学校の校舎を改装した起業家支援の拠点である「大熊インキュベーションセンター」が令和4年7月にオープンし（乙B第570号証）、双葉翔陽高校が所在していた大熊町下野上原付近が上記「大熊中央産業拠点」として整備され、土地の造成が進んでいる（乙B第571号証）。さらに、大野駅西交流エリアに商業施設が作られることが検討され、令和6年12月には、コンビニや飲食店がオープンする予定とされている（乙B第572号証）。

## （5）町内の市民活動・交流の状況等

大熊町の町民は、避難指示解除準備区域及び居住制限区域について避難指示が解除される以前の時点においても、大熊町外において市民活動・交流を行っており、平成29年頃にも様々な催しが行われている。例えば、平成29年頃は、グラウンドゴルフ大会、大熊中学校卒業生によるよさこいソーラン演舞、町民トレッキング、成人式、大熊町表彰式、ふくしま駅伝、大熊町文化展等が開催された。そして、平成31年4月10日に、避難指示解除準備区域及び居住制限区域について避難指示が解除されてからは、上記のイベントに加えて、大熊町内において、里がえりもちつき大会、春の坂下ダムウォーキング、なつまつりinおおくま、ふるさとまつり、標葉祭り、かしやもり花火、ゼロカーボンフェスティバル等も開催されている（乙B第539号証、乙B第574号証～乙B第578号証、乙B第659号証～乙B第662号証）。



[里がえりもちつき大会（2023年1月8日撮影）](#)



[令和5年大熊町成人式（2023年1月8日撮影）](#)



[ゼロカーボンフェスティバル2022inおおくま（2022年12月17日撮影）](#)



[第34回ふくしま駅伝（2022年11月20日撮影）](#)



[ふるさとまつり 待望の町内の開催（2022年11月5日撮影）](#)



[町内で開催、標葉祭り（2022年9月10日撮影）](#)

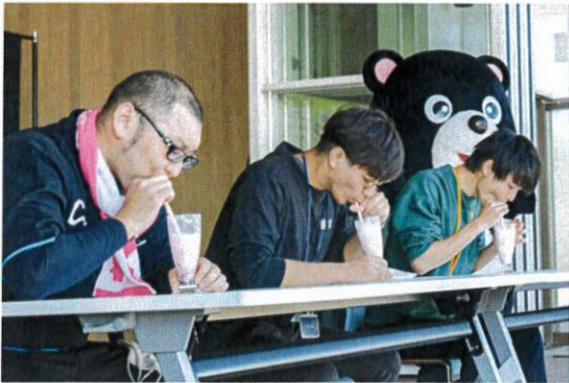


[3年ぶりのなつ祭りinおおくま（2022年9月3日撮影）](#)



[令和4年度相馬野馬追 凱旋復活、大熊騎馬（2022年7月22・23・24・25日撮影）](#)

例えば、ふるさとまつりでは、大川原地区で令和4年11月5日に、震災後12年ぶりに大熊町内で開催され、お笑い芸人のあばれる君、サンシャイン池崎さんのお笑いライブや演歌歌手の神野美伽さんによる歌謡ショー、暴太郎戦隊ドンブラザーズショーが開かれた他、大熊産いちごジュース早飲み選手権や豪華景品が当たる大抽選会が開かれる等した（乙B第540号証）。



いちごジュース早飲み選手権で決勝を戦う参加者



大抽選会で吉田町長から1等景品を受け取る当選者

また、令和5年3月12日には、避難指示解除後に大川原地区以外での初めての大規模イベントであるおおくま学園祭が、大熊インキュベーションセンターで開催された（乙B第550号証）。

**大川原 LIFE**  
2023年4月

こんにちは。先日、大熊インキュベーションセンター（OIC）でイベントが開催されました。避難指示解除後、大川原以外の場所で大きなイベントを行うのは今回が初めてです。多くの方が遊びに来てくれましたよ。

発行：大熊町大川原LIFE編集部 開設せ先：miraigotown.okuma.tokushima.jp

3/12  
学園祭  
開催

おおくま祭りの様子や、イベントの内容など、たくさんの写真と説明文で紹介されています。

#### 第4 結語

以上のとおり、大熊町においては、本件事故後の時間経過とともに除染が進み、一部地域については避難指示が解除されるに至っている。また、現状で避難指示が解除されていない地区についても、特定帰還居住区域においては、令和5年度に先行除染が開始される予定となっている。

一方、本件事故時に大熊町に居住していた町民の中には、避難先の隣接自治体や都市部において新たな生活基盤やコミュニティを形成し、大熊町には戻らない者もいるが、双葉町では、平成31年4月10日の避難指示解除以降、復興に向けた活動が着実に進められており、既に帰還して生活を再建している住民も存在する。

原告らの本訴請求については、このような大熊町の実情、現状を踏まえて判断されるべきである。

以上